

■引き上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分)の用途について

□平成28年度予算における地方消費税交付金	850,000千円
うち社会保障財源化分	350,000千円

消費税率(国・地方)が、平成26年4月1日から5%から8%へ引き上げられたことに伴い、消費税収(現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、社会保障財源化することとされており、地方団体においても、地方消費税収の引上げ分を全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

以上の趣旨を踏まえ、本市平成28年度当初予算における、引き上げ分の地方消費税収は、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費への充当され、以下のとおりになります。

□社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区 分		平成 28年度 予算額	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国府支出金	市債	その他		引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	老人福祉対策費	122,580	56,225	0	2,752	63,603	8,696
		障害者医療費	79,195	38,252	0	0	40,943	5,704
		難病患者福祉対策費	90	45	0	0	45	6
		地域生活支援事業費	71,937	31,667	0	0	40,270	5,730
		障害者福祉対策費	34,376	25,739	0	0	8,637	1,222
		障害者総合支援法事業費	986,913	740,119	0	0	246,794	35,182
		生活困窮者自立支援事業費	3,249	2,437	0	0	812	116
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,246,612	896,400	0	1,843	348,369	48,996
		母子福祉対策費	51,259	27,424	0	622	23,213	3,086
		子ども福祉対策費	156,611	37,373	0	0	119,238	15,882
生活保護費	生活保護費	1,176,099	929,153	0	2,739	244,207	34,825	
保健衛生	保健衛生費	予防費	3,520	2,536	0	0	984	121
		母子事業費	2,009	1,500	0	10	499	70
社会保険	国民健康保険費	国民健康保険費	455,971	308,965	0	0	147,006	20,964
	社会福祉費	介護保険費	564,967	0	0	0	564,967	80,567
	社会福祉費	後期高齢者医療費	724,646	101,724	0	0	622,922	88,832
合 計		5,680,034	3,199,559	0	7,966	2,472,509	350,000	